

請求人代表者

A 様

熊本市監査委員

安 藤 經 孝

坂 本 邦 彦

熊本市長に対する措置請求について(通知)

平成 22 年 11 月 24 日に提出された標記の住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 請求の受理

本件監査請求は所要の法定要件を具備しているものと認め、平成 22 年 11 月 26 日にこれを受理した。

第 2 監査の実施

1 監査委員の除斥について

議員から選任された西泰史監査委員及び牛嶋弘監査委員は、自己の一身上に関する事件又は自己の従事する業務に直接利害関係のある事件に当たるため、地方自治法第 199 条の 2 の規定により本件住民監査請求から除斥した。

## 2 請求の趣旨

措置請求書に記載されている事項及び陳述の内容から、請求の趣旨を次のように解した。

熊本市長は、熊本市議会の各議員（以下「各議員」という。）に対し、平成 21 年度に熊本市議会政務調査費（以下「本件政務調査費」という。）を交付したが、交付を受けた議員の収支報告書や領収書を閲覧した結果、熊本市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「本件条例」という。）に定める使途基準に違反した不適正・不適切な使用の事例（以下「本件各支出」という。）が見られた。

熊本市長は、使途基準に違反して政務調査費を使用した各議員に対し、本件条例に基づき本件各支出相当額を熊本市に返還するよう求めるべきところ、返還を求めているので、適切な措置を講じるよう求める。

## 3 監査の対象事項と判断事項

措置請求書に記載されている事項及び事実を証する書面並びに請求人の陳述内容から、本件各支出を監査の対象事項とし、次の 2 点について判断することにした。

- (1) 本件各支出に関し熊本市長に違法又は不当に返還の請求を怠る事実があるか否か。
- (2) 本件各支出が本件条例等で定める使途基準に合致しているか否か。

なお、措置請求書及び事実証明書並びに請求人の陳述内容から、本件各支出については次に示す表のように解した。

『本件各支出一覧表』

議 員 名	具体的な内容	* ( ) は支出額を示す、単位は円。
田中 誠一 議員	市政報告会会場代 (30,000)	1 万円の 3 回
くつき 信哉 //	金庫代(12,600)	
藤山 英美 //	インターネットリンク料(20,000) デジカメ代(18,800)	電子ホッチキス代(29,715)
日和田 よしこ //	ポンペイ展チケット代(1,100)	
藤岡 照代 //	パソコン代(199,780)	
下川 寛 //	音声録音機代(6,198)	録音用時計型レコーダー代(9,505) DVD レコーダー代(47,800)
田尻 清輝 //	市政報告会会場代(100,000)	万年筆修理代(5,880)
田尻 善裕 //	携帯電話料(213,491)	4 ヶ月分の電話料
田尻 清輝 //	マニフェスト策定支援に関する業務委託料	( 99,000)
田中 敦朗 //		(199,000)
田中 誠一 //		(199,000)
重村 和征 //		(199,000)
大石 浩文 //		(100,000)

高島 和男 〃	マニフェスト策定支援に関する業務委託料	(199,000)
田尻 善裕 〃	〃	(100,000)
白河部 貞志 〃	〃	(100,000)
藤山 英美 〃	〃	(199,000)
下川 寛 〃	〃	(100,000)

#### 4 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づいて、請求人に対し、平成 22 年 11 月 30 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

新たな証拠として、「マニフェストのパンフレット」及び「平成 21 年度熊本市政務調査費の使途調査報告書（南九州税理士会提出分）」が提出された。

#### 5 監査の方法など

##### (1) 関係職員の事情聴取

地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、平成 22 年 12 月 8 日に下記の職員から事情聴取を行った。

熊本市議会事務局長、同次長、同総務課の職員

##### (2) 関係人の調査

地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、必要に応じて各議員に文書で照会するとともに、平成 23 年 1 月 11 日に下記の議員から事情を聴取した。

なお、本件各支出のうち、マニフェスト策定支援に関する業務委託料については、会派くまもと未来の所属議員全員が対象となっており、同会派の調査研究活動の一環として行われていることから、同会派の団長である下川寛議員に対し、事情聴取及び文書による照会を行った。

- ・事情聴取を行った議員

下川寛議員、藤山英美議員

- ・文書による照会を行った議員

田中誠一議員、くつき信哉議員、藤山英美議員、日和田よしこ議員、藤岡照代議員、下川寛議員、田尻清輝議員、田尻善裕議員

##### (3) 関係書類の精査等

監査の対象とした事項について、関係書類を精査し、関係法令並びに裁判例など参照した。

### 第3 監査の結果

#### 1 主文

本件各支出に関する請求については、請求人の主張には理由を認めることができないので、請求を棄却する。

#### 2 事実関係

請求人から提出された証拠及び関係職員からの事情聴取等から、次のとおりの事実が認められた。

##### (1) 政務調査費の制度の概要

政務調査費は、平成12年の地方自治法の一部改正によって法制化され、平成13年4月1日から施行された。普通地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、議会の役割がますます重要になってきていることから、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図る趣旨で制度化された(衆議院地方行政委員会・地方自治法の一部を改正する法律案の起草案趣旨説明から)。

地方自治法は政務調査費に関して「普通地方公共団体が条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として」「会派又は議員に対し」交付することができる、と規定していることから、政務調査費を交付するかどうかは各普通地方公共団体の判断に委ねられているといえる。そして、普通地方公共団体が政務調査費を交付しようとするときは、その交付先、額及び交付の方法などを条例で定めるよう規定している。

##### (2) 政務調査費に関する法令の定めについて

###### ア 政務調査費に関する地方自治法の規定

###### (ア) 100条14項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

###### (イ) 100条15項

前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

###### イ 本件条例

熊本市では、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定を受けて平成13年3月に熊本市議会政務調査費の交付に関する条例を制定、平成16年3月31日に同条例を改正して本件条例を制定した。その主な内容は次のとおりである。

###### (ア) 2条(交付対象)

政務調査費は、熊本市議会の議員の職にある者に対して交付する。

###### (イ) 3条(交付額及び交付の方法)

1 項 政務調査費は、各月 1 日(以下「基準日」という。)に在職する議員に対し、月額 20 万円を一会計年度の半期ごとに交付する。

(ウ) 5 条(使途基準)

議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するための必要な経費以外のものに充ててはならない。

(エ) 6 条(収支報告書の提出)

1 項 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成しなければならない。

2 項 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年 4 月 30 日までに議長に提出しなければならない。

4 項 政務調査費の交付を受けた議員は、当該政務調査費に関する領収書等の写し(第 9 条において「領収書等」という。)を前 2 項の規定により提出する収支報告書と併せて提出しなければならない。

(オ) 7 条(収支報告書の写しの送付)

議長は、前条の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(カ) 8 条(政務調査費の返還)

1 項 政務調査費の交付を受けた議員は、その年度において、交付を受けた政務調査費の総額から市政の調査研究に資するための必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返還しなければならない。

2 項 市長は、政務調査費の交付を受けた議員が各号のいずれかに該当すると認めるときは、政務調査費の一部又は全部の返還を命じることができる。

(1) 第 5 条又は前項の規定に違反した場合

(2) 政務調査費について、虚偽その他不正行為があったと認められる場合

(キ) 9 条(収支報告書の保存)

議長は、第 6 条の規定により提出された収支報告書及び領収書等を、提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

(ク) 10 条(委任)

この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長及び市長が別に定める。

ウ 熊本市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則

本件条例第 10 条の規定を受け、熊本市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則(以下「本件規則」という。)が定められている。その主な内容は次のとおりである。

(ア) 5 条(使途基準)

条例第 5 条に規定する政務調査費の使途基準は、別表に定めるとおりとする。

別表(第5条関係)

科目	内容
調査研究費	議員又は会派が行う、市政の事務及び地方行財政に関する調査、研究及び意見交換等に要する経費
研修費	議員又は会派が研修会、講演会等を開催するため又は他の団体の開催する研修会、講演会等に参加するために要する経費
資料作成費	議員又は会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員又は会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議員又は会派が、その調査研究活動及び議会活動並びに市の政策について市民に報告し、又は広報するために要する経費
広聴費	議員又は会派が市、議員及び会派の政策等に対する市民からの要望及び意見を吸収するための会議等に要する経費
会議費	議員又は会派が行う調査研究活動に係る各種会議で、研修費の対象となる研修会、講演会等に該当するもの以外のものに要する経費
人件費	議員又は会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員又は会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、維持管理等に要する経費
事務通信費	議員又は会派が行う調査研究活動のために必要な通信、連絡等の用に供する設備等に要する経費

(イ) 6条(政務調査費の返還)

政務調査費の返還は、政務調査費返還届(様式第5号)により行うものとする。

エ 熊本市議会政務調査費の交付に関する条例施行規程

本件条例第10条の規定を受け、熊本市議会政務調査費の交付に関する条例施行規程(以下「本件規程」という。)が定められている。その主な内容は次のとおりであるが、本件規程第3条の別表は、別紙1のとおりである。

(ア) 2条(支出の原則)

政務調査費は、次に掲げる事項を原則として支出されなければならない。

- (1) その目的に合致した経費に充てられること。
- (2) 金額等に妥当性が認められる経費に充てられること。
- (3) 適正な手続きが行われること。
- (4) 支出に関する書類が整備されていること。

(イ) 3条(使途基準等)

1項 熊本市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則別表に定める使途基

準の細目等については、別表に定めるところによる。

2項 政務調査費の交付を受けた議員の活動が、政務調査及びそれ以外の活動のいずれにも該当すると認められるときは、当該活動に要した経費について、別表に定める割合に基づき算定される額を政務調査に要した経費の額とみなす。

(ウ) 4条(議長の調査)

議長は、政務調査費収支報告書及び領収書等の証拠書類の写し(以下これらを「収支報告書等」という。)が、条例第6条の規定により提出された場合において、必要があると認めるときは、当該収支報告書等に係る政務調査費の支出について調査することができるものとする。

(エ) 5条(支出伝票等の整理保管)

1項 議員は、政務調査費の支出について支出伝票、出張記録書及び出納簿(以下これらを「支出伝票等」という。)を調製しなければならない。

2項 議員は、領収書等の証拠書類及び支出伝票等を当該政務調査費に係る収支報告書等の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

3項 議員は、政務調査費の支出についてやむを得ない理由により領収書を徴し得ない場合は、支払証明書をもってこれに代えることができる。

### 3 判断

(1) 「本件各支出に関して熊本市長に違法又は不当に返還の請求を怠る事実があるか否か」について

ア 収支報告書について

地方自治法では、政務調査費の用途の透明性を確保するため、「政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)」を議長に対して提出しなければならないとされている。

政務調査費の収入及び支出の報告を議長に対して提出することと規定した地方自治法の趣旨について最高裁は「この趣旨は、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、調査研究報告書の会派内部における活用と政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、調査研究報告書には会派及び議員の活動の根幹にかかわる調査研究の内容が記載されるものであることに照らし、議員の調査研究に対する執行機関からの干渉を防止するところにあるものと解される。」と判示している(平成17年11月10日)。

イ 政務調査費に関する議長の調査権限について

地方自治法及び本件条例、本件規則並びに本件規程(以下「本件条例等」という。)の規定によると、政務調査費の交付を受けた各議員は、交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに当該政務調査費に関する領収書等の証拠書類の写しを収支報告書と併せて議長に提出しなければならないと定めている(本件条例第6条)。また、収支報告書等の提出を受けた議長は、必要があると認めるときは、当該収支報告書等に係る政務

調査費の支出について調査することができるものとされている(本件規程第4条)。

地方自治法や本件条例等の規定からすると、議長は政務調査費に係る調査権限や審査権限を有しているものと解される。

#### ウ 政務調査費に関する市長の調査権限について

一方、熊本市長の政務調査費に係る調査権限を定める規定は、地方自治法及び本件条例等のいずれにも存在せず、本件条例の規定によって、議長から収支報告書が送付されるに過ぎない(本件条例第7条)。

しかし、法令等に直接的な規定がないからといって、公金たる政務調査費に関する調査権限や審査権限が全て議長や議会の自律にのみ委ねられていて、市長の当該調査権限や審査権限が除外されていると解することはできない。

地方自治法の収支報告書に係る規定に関する前記最高裁の判決は、会派ないし議員の調査研究活動そのものに対する執行機関の干渉を防止する趣旨であることを述べているに過ぎないのであって、市長が、公金たる政務調査費が適正に使用されているかどうかを調査し審査することに対し、議会や議員の自律性を侵害し、また干渉するものであると述べているわけではない。

そして、公金たる政務調査費を支出した市長は、予算の執行に関する長の調査権等を定めた地方自治法第221条第1項の規定の趣旨等から考察しても、当該政務調査費が適正に使用されているかどうかを調査し、審査する権限を当然に有するものと解することが相当である。

このことに関し、仙台高等裁判所は「・・・収支報告書の提出、会計帳簿の調整、領収書の整理保管が議員に義務付けられていることからすると・・・(中略)・・・支出したものが本件用途基準に照らして適正なものであるか否かについては、公金たる政務調査費を交付する者の審査を受けることが予定されているものといわざるを得ない。・・・(中略)・・・本件条例や本件規則には、市長の調査権限を定めた規定がないことは控訴人の主張するとおりであるが、公金を管理する者として、その公金が適正であったか否かを審査し得ることは当然である。

また、・・・(中略)・・・支出が適正であったか否かを調査することは議員や議会の自律性を侵害するものとはいえない。・・・(中略)・・・必要な支出をしたことを裏付ける資料がない支出がある以上、控訴人が不当利得返還請求をしないことは違法な懈怠にあたるというべきである。」(平成19年4月26日判決)と判示している。

#### エ 本件政務調査費に関する熊本市長の「怠る事実」について

以上のことからすると、公金たる政務調査費については「交付する者の審査を受けることが予定されているものといわざるを得ない」のであり、仮に、政務調査費が不適正に使用された事実が存在しているにもかかわらず、当該政務調査費を使用した者に対し「公金の管理」を行うべき熊本市長が相当額の返還の請求をしていないとすれば、当該返還請求権の不行使は、地方自治法第242条第1項で規定する「財産の管理を怠る事実」(最高裁、昭和62年2月20日判決を参照)に当たるもので、住民監査請求の対象になるといえる。

## オ 結論

したがって、本件各支出のなかに、本件使途基準に合致しない不適正なものが認められるにもかかわらず、当該本件各支出に関して、熊本市長が相当額の返還の請求を行っていない事実が認められるとすれば、当該返還請求権の不行使は「財産の管理を怠る事実」に該当するものであると考える。

### (2) 「本件各支出が本件条例等で定める使途基準に違反しているか否か」について

#### [1] 判断の基準について

政務調査費の制度は地方議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るものである。そして、地方議会は、条例の制定、予算の議決等地方行政全般について広範な権能があり、議員の調査研究活動もまた多岐にわたるものであるから、調査研究活動と市政との関連性、その目的や必要性、方法や態様等については基本的には議員の裁量に委ねられていると考えられる。

しかしながら、政務調査費が地方公共団体の公金から支出され、その財源が住民の経済的負担に依拠している以上、これを用いて議員が行う市政に関する調査研究活動は、市政と無関係に行われるものであってはならず、また、無制約に認められるものではない。

地方自治法の規定を受けて制定された本件条例第5条並びに本件条例第10条の委任を受けて制定された本件規則第5条並びに本件規程第3条には、政務調査費の使途基準(以下「本件使途基準」という。)が定められているが、政務調査費としての支出がその必要性、合理性を明らかに欠くような場合には、本件使途基準に適合しないものといえる。

以上のことに鑑みると、本件各支出が本件使途基準に合致するかどうかは、議員が行った調査研究の目的と市政の関連性、調査研究活動の内容と調査研究目的の関連性、支出額の相当性、調査研究結果の市政への影響等を総合的に勘案して考察することが相当であると考えられる。

#### [2] 本件各支出の個別的な検討

##### ア 田中誠一議員

請求人は、市政報告会に使用した会場は飲食をするための店であり、会議を行う場所としては相応しくない、また、領収書は同議員が記載したことは明らかであり、当該支出自体が疑われる旨主張している。

市政報告会会場代は、同議員が平成21年5月、7月、10月に実施した市政報告会の会場使用料であり、各10,000円の3件分が広報費から支出されている。

このことについて、同議員に文書で照会したところ、市政報告会3件については、いずれも飲食店の定休日の午後6時30分から午後8時を目途として開催されており、会場代の領収書については飲食店から内容を記載されていない領収書を渡され、同議員が内容を記載した旨の回答がなされた。

さて、一般的には居酒屋などの飲食店は飲食を主たる目的とする場所であるこ

とから、そのような場所での市政報告会の開催は社会通念上相応しくなく、本件支出に係る領収書については、その信憑性に疑問が残るところである。

しかしながら、議会事務局から、平成 22 年 12 月 28 日に当該会場代相当額を同議員が熊本市に返還したとの連絡があり、同日、当該返還の事実を確認した。

したがって、本件支出については、請求の理由がなくなったことが認められるので、請求を棄却する。

#### イ くつき信哉議員

請求人は、政務調査に金庫が必要だとは考えられないので返還を求める旨主張している。

金庫代は、調査研究活動のために必要な物品として、平成 21 年 4 月に 12,600 円が事務通信費から支出されている。

このことについて、同議員に文書で照会したところ、金庫の購入は政務調査費の通帳、印鑑、証憑、関係書類等を厳格に管理するために必要不可欠なものである旨の回答がなされた。

金庫については、その使用実態からして、市政の調査研究活動のために必要な事務用品でないとする積極的な理由は見当たらず、支出額の相当性からみても、本件支出に関し、不相当な支出とまではいえず、本件用途基準に合致しないという請求人の主張には理由が認められない。

#### ウ 藤山英美議員

請求人は、インターネットリンク料は、私的な支出で、公金を使うべきではないので返還を求める、また、平成 20 年度もデジカメを購入しており、政務調査に 2 台ものデジカメが必要だとは考えられず、電子ホッチキスも必要とは考えられないので返還を求める旨主張している。

##### (ア) インターネットリンク料

インターネットリンク料は、平成 21 年 5 月に 20,000 円が広報費から支出されている。

このことについて、同議員に文書で照会したところ、同窓会のホームページに同議員のホームページをリンクして同窓生をはじめとした不特定多数の人に対して、市議会の活動を報告し、意見を聴取するというような使用目的、必要性などについて回答がなされた。

同窓会ホームページへのリンクについては、市政の調査研究活動との関連性について、これを認めるに足りる客観的事情が見出し難いと考えられる。

しかしながら、議会事務局から、平成 23 年 1 月 7 日に当該インターネットリンク料相当額を同議員が熊本市に返還したとの連絡があり、同日、当該返還の事実を確認した。

したがって、本件支出については、請求の理由がなくなったことが認められるので、請求を棄却する。

(イ) デジカメ代、電子ホッチキス代

調査研究活動のために必要な資料の作成に要する機器として、デジカメ代は平成 21 年 6 月に 18,800 円、電子ホッチキス代は平成 21 年 5 月に 29,715 円が資料作成費から支出されている。

このことについて、同議員に文書で照会したところ、デジカメ、電子ホッチキスの必要性、使用目的について言及のうえ、具体的な購入理由や活用実績などについて回答がなされた。

デジカメについては、前年度購入したデジカメを調査研究活動中に落として破損したことによる買換えであり、市政の調査研究活動のための支出としての合理性ないし必要性が認められる。

電子ホッチキスについては、さらに同議員から直接事情を聴取した結果、議会報告書、講演会資料等の作成に使用しているなどの使用実績や、資料作成における利便性が認められることから、市政の調査研究活動のための支出として、不相当であって、明らかに合理性がなく必要性がないとまではいえない。

以上のことから、本件用途基準に合致しないという請求人の主張には理由が認められない。

エ 日和田よしこ議員

請求人は、他の出張の際にポンペイ展に行ったということのようであるが、市政との関連があるとは思えない。明確な政務調査の目的がなければ自費にすべきである旨主張している。

ポンペイ展のチケット代は、調査研究活動のために必要な経費として、平成 22 年 2 月に 1,100 円が調査研究費から支出されている。

このことについて、同議員に文書で照会したところ、博物館の機能、資料、展示、展示品の保管状況などを視察する必要がある、出張時にポンペイ展が博物館で開催されていたので観覧した旨の回答がなされた。

ポンペイ展の観覧については、福岡市文化芸術振興調査活動の一環としているが、出張記録書中にポンペイ展及び博物館についての出張の記録はなく、直ちに市政の調査研究活動との関連性を認めることはできない。

しかしながら、議会事務局から、平成 22 年 12 月 27 日に当該ポンペイ展のチケット代相当額を同議員が熊本市に返還したとの連絡があり、同日、当該返還の事実を確認した。

したがって、本件支出については、請求の理由がなくなったことが認められるので、請求を棄却する。

オ 藤岡照代議員

請求人は、パソコンは平成 20 年度も購入しており、リースにしている議員や共用している議員もいる中で 2 年も続けて購入するのは納得できないので返還を求める旨主張している。

パソコン代は、調査研究活動のために必要な資料の作成に要する機器として、

平成 22 年 2 月に 199,780 円が資料作成費から支出されている。

このことについて、同議員に文書で照会したところ、今回のパソコン購入は事務所の古くなったパソコンの買換えであり、議会質問の原稿作成、広報誌作成、ホームページでの広報等の調査研究活動に使用している。また、そのような作業が平日、土日の夜間になることが多く、作業を行う際、議員控室と事務所のパソコンの互換性が必要となることから、パソコンの購入は必要不可欠である旨の回答がなされた。

パソコンについては、その使用実態、調査研究活動の内容からして、市政の調査研究活動との関連性や必要性が認められ、本件用途基準においても 2 台までデスクトップパソコンの購入が認められていることから、本件用途基準に合致しないという請求人の主張には理由が認められない。

#### カ 下川寛議員

請求人は、平成 20 年度もレコーダーの購入があり、議員の活動に録音用機器が何台も必要だとは考えられないので返還を求める旨主張している。

調査研究活動のために必要な資料の作成に要する機器として、録音用時計型レコーダー代は平成 21 年 5 月に 9,505 円、音声録音機代は平成 21 年 12 月に 6,198 円が資料作成費から支出されている。

また、DVDレコーダー代は、調査研究活動について市民に報告、広報するために要する経費として平成 21 年 6 月に 47,800 円が広報費から支出されている。

このことについて、同議員に文書で照会したところ、録音用時計型レコーダー、音声録音機、DVDレコーダーの必要性、使用目的について言及のうえ、具体的な購入理由や活用実績などの回答がなされた。

##### (ア) 音声録音機代、DVDレコーダー代

音声録音機については、調査研究活動中に誤って落とし破損したことによる買換え、DVDレコーダーについては落雷の影響により使用不能となったことによる買換えなど、いずれも市政の調査研究活動のための支出としての合理性ないし必要性が認められることから、本件用途基準に合致しないという請求人の主張には理由が認められない。

##### (イ) 録音用時計型レコーダー代

録音用時計型レコーダーについては、さらに、同議員から直接事情を聴取したところ、同議員は、録音用時計型レコーダーと言われているものは、実際には録音・録画ができるものであり、現場の状況を動画で撮影しながらメモを取る必要があるなどの使用目的や購入理由を主張しているが、使用頻度等を考慮すると、必ずしも当該レコーダーを市政の調査研究活動のために購入することについて、その合理性ないし必要性を認めるに足りる特別の事情も存在しないと考えられる。

しかしながら、議会事務局から、平成 23 年 1 月 13 日に当該録音用時計型レコーダー代相当額を同議員が熊本市に返還したとの連絡があり、同日、当該返還の事実を確認した。

したがって、本件支出については、請求の理由がなくなったことが認められるので、請求を棄却する。

キ 田尻清輝議員

請求人は、市政報告会に使用した会場は結婚式やパーティーに利用するところで、会議のみの借用はほとんどありえないが、借用した場合でも 100,000 円は高額であることから会場代としては不相当である。また、政務調査に万年筆が必要だとは考えられず、その修理代についても必要と考えられないことから返還を求める旨主張している。

市政報告会会場代は、同議員が平成 22 年 1 月に実施した市政報告会の会場使用料であり、広報費から平成 22 年 1 月に 100,000 円が支出されており、万年筆修理代は、調査研究活動のために必要な事務用品、消耗品等として、平成 22 年 3 月に 5,880 円が事務通信費から支出されている。

このことについて、同議員に文書で照会したところ、当該市政報告会会場代、万年筆修理代相当額を返還する旨の回答がなされ、平成 22 年 12 月 9 日に熊本市に返還した事実を確認した。

したがって、本件各支出については、請求の理由がなくなったことが認められるので、請求を棄却する。

ク 田尻善裕議員

請求人は、他の議員の携帯電話料と比べても異常に高額で政務調査だけの利用とは考えにくいので返還を求める旨主張している。

携帯電話料は、調査研究活動のために必要な通信・通話料として事務通信費から 12 ヶ月分 432,045 円が支出されているが、請求人が返還を求めている携帯電話料は月額料金が高額となる 4 ヶ月分で、6 月分 49,243 円、11 月分 72,048 円、12 月分 59,861 円、3 月分 32,339 円の合計 213,491 円を対象としており、それぞれの携帯電話料は月末に支出されている。

このことについて、同議員に文書で照会したところ、携帯電話料の月額が高額となった理由は、国際電話使用料が含まれているからであり、その使用目的については、熊本市の観光戦略を考察するための中国政府国営企業に対する意識調査、環境調査等、熊本の農産物を中国に輸出するための状況調査及び上海への進出企業との意見交換などのためであった。このような調査研究活動の結果、中国政府高官及び国営企業数十社が熊本市に来訪されるなどの成果があったことなどについての回答がなされた。

携帯電話の使用目的、活動内容及び活動の成果などからして、市政の調査研究活動のための支出としての合理性ないし必要性が認められることから、本件用途基準に合致しないという請求人の主張には理由が認められないので、請求を棄却する。

ケ 会派くまもと未来 各議員

(田尻清輝議員、田中敦朗議員、田中誠一議員、重村和征議員、大石浩文議員、高島和男議員、田尻善裕議員、白河部貞志議員、藤山英美議員、下川寛議員)

請求人は、マニフェスト策定を業者に委託することは政務調査活動とは言えず、本件用途基準にも該当項目がないので違反している旨主張している。

本件支出は、マニフェスト策定支援に関する業務委託料 1,990,000 円のうち、1,693,000 円が調査研究活動のために必要な経費として調査研究費、資料作成費及び広報費から支出されている。

なお、措置請求書では本件支出額を「1,494,000 円」と記載されているが、監査の結果、支出合計額は 1,693,000 円であり、その支出状況については、本件支出額の一部 1,000,000 円（議員一人当たり 100,000 円×10 名）が平成 21 年 8 月に、また、その残額 693,000 円（議員一人当たり 99,000 円×7 名）が平成 22 年 2 月に支出されている（詳細は以下の表のとおり）。

氏名	支出科目	支出日	支出日
田尻清輝 議員	調査研究費	100,000	平成21年8月10日
		99,000	平成22年2月15日
田中敦朗 議員	資料作成費	100,000	平成21年8月10日
		99,000	平成22年2月15日
田中誠一 議員	調査研究費	100,000	平成21年8月10日
		99,000	平成22年2月26日
重村和征 議員	調査研究費	100,000	平成21年8月10日
		99,000	平成22年2月15日
大石浩文 議員	調査研究費	100,000	平成21年8月10日
高島和男 議員	調査研究費	100,000	平成21年8月10日
		99,000	平成22年2月15日
田尻善裕 議員	調査研究費	100,000	平成21年8月10日
白河部貞志 議員	調査研究費	100,000	平成21年8月10日
		99,000	平成22年2月15日
藤山英美 議員	調査研究費	100,000	平成21年8月10日
		99,000	平成22年2月26日
下川寛 議員	広報費	100,000	平成21年8月10日
合計		1,693,000	

(ア) 本件支出に係る支出年度区分について

請求人は主張していないが、監査を実施する途上で、本件支出に係る年度区分の誤りが認められた。

本件支出の業務委託に係る注文請書では、請負日は平成 21 年 7 月 17 日となっており、納品日は「平成 22 年 8 月末日」、支払条件は「納品・検収・請求後翌月

末日まで」、また、納品及び請求の留意事項として「議員個別に平成22年3月までの一部支払いを認めます。」と記載されている。

本件支出の支払状況については、前記したとおり、平成21年度の政務調査費として委託料の一部1,000,000円（議員一人当たり100,000円×10名）を平成21年8月に、その残額693,000円（議員一人当たり99,000円×7名）を平成22年2月にそれぞれ支出しているが、検収書によると成果品の納品に係る検収日は平成22年8月14日となっており、この日に業務が完了していると見るべきである。

さて、支出年度区分についてであるが、政務調査費は、本件条例には一会計年度の半期ごとに交付され、その収支報告書を議長に提出するとともに、余剰金を精算することと規定されており、また、「政務調査費運用の手引き」（平成20年3月、熊本市議会）には「政務調査費は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間に消費されたものについて対象となります。よって、対象年度を越えて消費されたものに対する支出は認められません。」と記載されていることからすると、政務調査費は交付された当該年度に完了した業務に対して支出することが適当と解する。

上記の支出年度区分の解釈から注文請書の記載内容及び支出の期日並びに検収日を見ると、本件支出のうち平成22年2月に支払われた委託料については、成果品の検査検収を行い業務が完了した平成22年8月14日以降に支出されるべきものであって、平成21年度の政務調査費から支出することはできないこととなる。すなわち、支出年度の区分が誤っている。

したがって、平成22年2月に支出した693,000円（議員一人当たり99,000円×7名）については支出年度を誤った支出である（詳細は以下の表のとおり）。

氏名	委託料	政務調査費からの支出額	支出年度を誤った額
田尻清輝 議員	199,000	199,000	99,000
田中敦朗 議員	199,000	199,000	99,000
田中誠一 議員	199,000	199,000	99,000
重村和征 議員	199,000	199,000	99,000
大石浩文 議員	199,000	100,000	—
高島和男 議員	199,000	199,000	99,000
田尻善裕 議員	199,000	100,000	—
白河部貞志 議員	199,000	199,000	99,000
藤山英美 議員	199,000	199,000	99,000
下川寛 議員	199,000	100,000	—
合計	1,990,000	1,693,000	693,000

(イ) マニフェスト策定支援に関する業務委託料について

①業務の委託について

請求人は、マニフェスト策定は各議員自身が行うべきものであり、そのような業務を全て業者に委託すること自体が政務調査活動とは認められないと主張していることから、本件支出に係る委託業務の内容が市政の調査研究活動に合致するか否かについて考察することとする。

同会派を代表して下川寛議員に文書照会及び直接事情を聴取したところ、同議員から、マニフェスト策定の目的、委託内容、策定における各議員の関与、記載内容などについて回答がなされた。

なお、マニフェストという表現について同議員から、マニフェストという表現は正確ではなく、政策宣言であるという説明があったが、本件支出に係る注文請書の業務内容にはマニフェストと表記されており、ここではマニフェストと表記する。

委託業務の内容は、回答内容、添付資料（注文請書及び仕様書等）及び事情聴取の結果、次のとおりであった。

- ・同会派の各議員からマニフェストの基本骨子となる政策案の意見を聴取すること
  - ・各議員から聴取した政策案をもとにマニフェスト策定方針を構築すること
  - ・マニフェストの内容を検討する会議の開催準備（資料作成・資料収集・議題整理等）及び運営（進行・議事録作成等）を行うこと
  - ・アンケートの設計・実施支援を行うこと
  - ・マニフェスト原稿案の作成、成果品の構成及びデザインの指導を行うこと
- 以上のとおり、委託業務内容は多岐にわたっているが、マニフェストの根幹となる個別政策については各議員が立案し、原稿を作成しており、その内容の協議を行うために作業部会（会派議員5名で構成）を月2回から3回、会派全体会議を月1回開催するなど、政策立案や内容の協議及び決定などマニフェスト策定における主要業務は各議員が行っていることが認められることから、本件支出に係る委託業務は主に成果品の構成及びデザインの指導など専門的知識を要する業務について委託しているものと解される。

よって、マニフェスト策定業務を全て業者に委託しているから政務調査活動とは認められないとする請求人の主張には理由が認められない。

②経費の支出について

次に、請求人は本件支出は本件用途基準に該当項目がないので違反しているとして主張していることから、このことについて考察することとする。

「マニフェスト」とは、一般的に政党、首長、議員等の選挙における政権公約、選挙公約として使用されているほか、地方公共団体の首長、議員、会派等が任期途中で個々の政策についての基本理念・政策目標・政策提言を住民に知らしめる手法としても使用されていることから、その言葉だけでは政務調査活動に該当するか否かについて判断することは困難である。よって、本件支出に

係るマニフェストの策定が市政の調査研究活動に合致するか否かについては、その具体的な記載内容により判断することとする。

本件支出に係るマニフェストは、表紙も含めて 24 ページであり、その内容構成は、同会派の基本理念（表紙含め 2 ページ）、同会派所属議員の個々の政策提言（12 ページ）、活動状況及び自己紹介（10 ページ）となっている。

そこで、マニフェストの記載内容の判断であるが、記載内容のうち、同会派の基本理念及び所属議員の個々の政策提言については、調査研究活動の成果を示したものであり、その内容から市政の調査研究活動との関連性が認められる。

しかしながら、所属議員の個々の活動状況及び自己紹介の記載について、同議員は「個々の政策には、その議員の人となり、また活動内容や考え方が背景にあるため、政策を理解してもらうために不可欠である。」旨主張しているが、その内容からすると議員個人の活動状況及び自己紹介の感が拭えず、市政の調査研究活動との関連性を客観的に認めることが困難である。

次に、本件支出に係る委託料が本件用途基準に合致するのかということであるが、本件支出に係る委託料は、前記したとおり、マニフェスト作成業務の一部委託であることから、マニフェスト作成に要する経費として、広報費の広報誌・報告書等の作成経費に該当すると考えられる。

しかしながら、本件用途基準の広報費には「紙面の割合による」と規定されていることから、所属議員の個々の活動状況及び自己紹介部分については、市政の調査研究活動とは認められず、本件支出としてその全てを認めることはできない。

したがって、当該マニフェスト 24 ページのうち所属議員の個々の活動状況及び自己紹介部分の 10 ページを除く、14 ページ（割合 58.3%）が本件用途基準に合致する紙面となることから、議員一人当りの委託料 199,000 円のうち 116,017 円が本件用途基準に合致する額となる。よって、116,017 円を超えて政務調査費から支出した額については本件用途基準に違反することとなる。

（詳細は以下の表のとおり）

氏名	委託料	本件用途基準に合致する額	政務調査費からの支出額	本件用途基準に違反する額
田尻清輝 議員	199,000	116,017	199,000	82,983
田中敦朗 議員	199,000	116,017	199,000	82,983
田中誠一 議員	199,000	116,017	199,000	82,983
重村和征 議員	199,000	116,017	199,000	82,983
大石浩文 議員	199,000	116,017	100,000	—
高島和男 議員	199,000	116,017	199,000	82,983
田尻善裕 議員	199,000	116,017	100,000	—
白河部貞志 議員	199,000	116,017	199,000	82,983
藤山英美 議員	199,000	116,017	199,000	82,983
下川寛 議員	199,000	116,017	100,000	—
合計	1,990,000	—	—	580,881

なお、請求人は、マニフェストの作成時期が選挙前であり、選挙に利用される可能性があることから用途基準に違反している旨陳述する。

しかし、本件支出に関しては、前記のとおり、議員個人の活動状況や自己紹介が掲載されるなど、本件用途基準に合致しない部分を一部含むとしても、会派の政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有し、市政の調査研究活動の支出としての必要性及び合理性が認められる。

したがって、マニフェストの作成時期が選挙前であることをもって、直ちに本件用途基準に違反しているということとはできないものとする。

#### (ウ) 結論

以上のことから、(ア)の支出年度を誤った額が、(イ)の本件用途基準に合致しない額を上回るため、本件支出について返還を求める額は、田尻清輝議員、田中敦朗議員、田中誠一議員、重村和征議員、高島和男議員、白河部貞志議員、藤山英美議員それぞれ 99,000 円となる。

しかしながら、議会事務局から、平成 23 年 1 月 14 日に各議員から当該返還額について熊本市に返還したとの連絡があり、同日、当該返還の事実を確認した。

したがって、本件支出については、請求の理由がなくなったことが認められるため、請求を棄却する。

#### 4 結論

以上のとおりであるから、主文のとおりとする。

別紙 1 本件用途基準

(熊本市議会政務調査費の交付に関する条例施行規程第 3 条関係)

科目	内容	細目	例示	可否	備考
調査研究費	議員又は会派が行う、市政の事務及び地方行政財政に関する調査、研究及び意見交換等に要する経費	旅費 交通費 調査委託費 調査補助者等への謝礼等	国内調査費	○	・実費を原則とするものの、熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(昭和 25 年告示第 32 号)第 5 条第 2 項及び熊本市職員等の旅費支給に関する条例(昭和 33 年条例第 22 号)別表第 1 によるほか、平成 14 年 3 月 26 日付け人事発第 165 号及び平成 20 年 7 月 15 日付け人事発第 454 号によることができる。
			国外調査費	○	・実費を原則とするものの、熊本市職員等の旅費支給に関する条例によることができる。ただし、旅行雑費は除く。 ・調査する場合は議会運営委員会の事前報告事項とする。
			車のリース	○	政務調査を主目的とした事務所(議員控室)保管の車のリースに係る割合は 2 分の 1。ただし、車検・メンテナンス等の維持管理経費は含まない。
			レンタカー	○	長期間のレンタカーは不可とする。
			駐車料金	○	
			カーナビ更新データの購入	○	DVD 等データ情報の更新のためのもの
			調査補助者への謝礼	○	3 親等以内の親族に対する謝礼は不可とし、1 回(1 日)5 千円を上限とする。
			車燃料代	○	実費を原則とするが、燃料使用金額の 2 分の 1 を上限とし、又は月間走行距離の 2 分の 1 とするいずれかの方法によることができる。

				月間走行距離によった場合は、当該距離を明確にできるものを作成する。なお、キロメートル単価については、熊本市職員等の旅費支給に関する条例により算定する。
			国内調査による車燃料代	○ 実費とする。
			高速道路・有料道路料金	○
			タクシー代	○ 割合は通則による。ただし、議会及び委員会出席経費には不可とする。
			意見交換等での茶菓子代	○ 相手方への提供については、政務調査費からの支出は不可とする。
			調査委託費	○ 3親等以内の親族への委託は、不可とする。
			車・バイク・自転車等の購入	× 資産形成となるものはなじまないため
			カーナビの購入	× 資産形成となるものはなじまないため
			洗車代、オイル交換、修理、保険料、自動車税、車検等の維持管理費	×
			自動車、バイク、自転車の月極め駐車料金	×
			交通機関のプリペイドカード等の購入	×

研修費	議員又は会派が研修会、講演会等を開催するため又は他の団体の開催する研修会、講演会等に参加するために要する経費	会場費 機材借上げ料 講師謝礼 会費 交通費、 宿泊費等の旅費	政党・政治団体が主催する研修会	○	・政務調査に該当する研修会のみ可とする。 ・研修会後の意見交換のための交流会経費は可とし、上限額を5千円とする。 ・研修プログラム等の文書等を支出伝票に添付する。
			講師に対する謝礼	○	
			会場費	○	
			機材借上げ料	○	
			地域団体等が主催する研修会、講演会等後の交流会経費	○	・政務調査に該当する研修会等の実態があり、適切な場所で行われている場合は可とし、上限額を5千円とする。 ・研修プログラム等の文書等を支出伝票に添付する。
			交通費、宿泊費等の旅費	○	実費を原則とするものの、熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第5条第2項及び熊本市職員等の旅費支給に関する条例別表第1によるほか、平成14年3月26日付け人事発第165号及び平成20年7月15日付け人事発第454号によることができる。
			政党・政治団体の年・月会費	×	
			研修団体への年会費	×	年会費等は会の運営費に使われるため
			パソコン講座などの受講料	×	個人のスキルアップのためのものは、なじまないため
会派が雇用する職員等への研修会、	×	議員が対象のため。ただし、事務補助上必要と認められるものを除く。			

			講座への参加経費		
資料作成費	議員又は会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費	印刷製本代 翻訳料 事務機器購入 事務機器リース等	事務所及び議員控室の事務機器等（パソコン、コピー機、デジタルカメラ、FAX、等）の購入	○	事務機器等設置台数の目安例) 事務所設置分・・・デスクトップパソコン2台、ノートパソコン1台、コピー機等1台
			事務所及び議員控室の事務機器等（パソコン、コピー機、デジタルカメラ、FAX、等）のリース	○	事務機器等設置台数の目安例) 事務所設置分・・・デスクトップパソコン2台、ノートパソコン1台、コピー機等1台
資料購入費	議員又は会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍代 新聞・雑誌代 その他資料購入費	議員控室及び事務所で購入の政党機関紙	○	・事務所での購入は、各党1部までとする。ただし、自宅を事務所として届け出ている場合は1部とする。 ・議員控室での購入は、各党2部までとする。
			議員控室及び事務所で購入の新聞等	○	・事務所での新聞購入は、複数社を認める。ただし、自宅を事務所として届け出ている場合は、1社を自宅分とみなして、除くものとする。 ・議員控室での新聞購入は、複数社を認め、1社につき2部までとする。 ・スポーツ紙等は、不可とする。
			図書購入	○	大衆誌、漫画本等は、不可とする。
			通信社等から配信されるデジタル情報購入	○	
			デジタル書籍等の購入	○	大衆誌、漫画本等は、不可とする。

広報費	議員又は会派が、その調査研究活動及び議会活動並びに市の政策について市民に報告し、又は広報するために要する経費	広報誌・報告書等の作成、印刷費、送料 街頭演説経費等	議会報告紙誌	○	
			政党、後援会等との共同で発行する広報誌	○	紙面の割合によること。
			ホームページ作成、維持、管理料	○	紙面の割合によること。
			ブログ、e-mailなどIT関連広報ツールの作成、維持、管理料	○	紙面の割合によること。
			広報誌・資料等の配布のための送料	○	紙面の割合によること。
			街頭演説用拡声器、旗等	○	選挙に係るものは不可とする。
			議会活動・市政報告会等の開催経費（個人報告会経費、政党・後援会共同報告会経費、茶菓子代、広報用ビデオプロジェクター等の機器購入又はリースなど）	○	
広聴費	議員又は会派が市、議員及び会派の政策等に対する市民	会場費 印刷費 設営費 茶菓子	広聴会等の開催経費（会場費、印刷費、設営費、	○	人件費は、市役所臨時職員の単価を基準とする。

	からの要望及び意見を吸収するための会議等に要する経費	代等 アンケート委託料 アンケート送料等	人件費、茶菓子、交通費、駐車場代等)		
			アンケート調査費	○	
			議員控室、事務所での茶菓子代	○	他活動等と兼用の場合は、通則による。
			議会控室の当番手当(日当、弁当代等)	×	
会議費	議員又は会派が行う調査研究に係る各種会議で、研修費の対象となる研修会、講演会等に該当するもの以外のものに要する経費	会場費 機材借上料 資料等 印刷費等	予算・決算・市の施策に関する検討するための会議経費(交流会経費も含む。)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の実態があり、適切な場所で行われていること。</li> <li>・会費対応で、支出団体の活動内容や実態が、調査研究に該当するものであること。</li> <li>・交流会等の場合、会食を主目的でなく、意見交換等の実態が伴うものであること。(支出伝票等に、会議の内容、参加者からの要望・意見等を記載すること。)</li> </ul>
			他会派、自治体職員等との各種会議に要する費用	○	上記基準に準ずる。
			各種団体からの案内(催し物や会合)に対する寄付行為	×	<u>公職選挙法</u> (昭和25年法律第100号)上禁止される寄付に該当するので認められない。ただし、参加者全員が会費を負担している場合に、同額を負担する場合を除く。
			後援団体の落成式や開店祝、葬儀の花輪	×	公職選挙法上禁止される寄付に該当するので認められない。
			祝金、見舞	×	これらのうち、公職選挙法で認めら

		い、香典、餞別、寸志等の冠婚葬祭の出席に伴う経費		れているものでも政務調査としては支出しない。
		中元、歳暮、祝電、弔電	×	これらのうち、公職選挙法で認められているものでも政務調査としては支出しない。
		年賀状、暑中見舞等の時候の挨拶状	×	公職選挙法で認められない。
		祭りへの寄付や差し入れ	×	公職選挙法上禁止される寄付に該当するので認められない。
		地域の行事やスポーツ大会等への差し入れ	×	公職選挙法上禁止される寄付に該当するので認められない。
		町内会の集会や旅行等の催し物への寸志や差し入れ	×	公職選挙法上禁止される寄付に該当するので認められない。
		商品券、図書券、ビール券等の購入	×	
		会派への会費	×	
		政党のパーティー、政治資金パーティー	×	
		政党の大会への出席費用・賛助金	×	
		個人的な資格を維持す	×	

			るための会費等		
人件費	議員又は会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費	給料 手当 賃金等	議員の政務調査のための事務所の事務補助職員	○	・雇用契約を締結すること。ただし、親族の雇用は、3親等までは認めない。また、政務調査の対象は、2人までとする。 ・賃金額は、市役所臨時職員の単価を基準とし、賃金に係る税金については、給与支払報告書(市町村提出用)を発行する。 ・他の活動の事務を兼ねた場合は、通則による。
			会派に配属された事務補助職員	○	上記と同様。ただし、対象人数は、会派に配属された人数とする。
			社会保険料	○	政務調査以外の業務と兼務する場合は、通則による。
			事務補助の短期雇用	○	雇用契約で、雇用目的と期間を、明確にすること。賃金等は、市役所臨時職員の単価を基準とし、賃金に係る税金については、給与支払報告書(市町村提出用)を発行する。
事務所費	議員又は会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、維持管理等に要する経費	賃借料 維持管理費 備品、消耗品費 等	事務所賃借料	○	自宅を事務所として届け出ている場合の賃借料や本人若しくは3親等以内の親族、又はこれらの者が代表者である法人が所有している事務所の賃借料は、認めない。
			自宅敷地内に設置した事務所のリース料	○	例)プレハブ事務所リース料
			独立した会派事務所賃借料	○	
			事務所の水道光熱費等の諸経費	○	自宅を事務所として届け出ている場合は、電気代のみとする(面積の割合による)。

			事務所の備品の購入	○	
			事務所の備品のリース	○	
			事務所の消耗品	○	
			事務所設置に伴う税金	×	
			事務所設置のための敷金、礼金	×	
			議員(会派)事務所の購入(土地、建物とも)	×	購入は資産形成となるため
事務通信費	議員又は会派が行う調査研究活動のために必要な通信、連絡等の用に供する設備等に要する経費	事務機器購入 事務機器リース 電話、FAX通信・通話料 事務用品等	事務所及び議員控室の事務機器等購入	○	
			事務所及び議員控室の事務機器等リース	○	
			固定電話、FAX通信・通話料	○	自宅を事務所として届け出ている場合の電話代は、2分の1とする。
			携帯電話の購入	○	政務調査専用電話でない場合は、不可とする。
			携帯電話の通信・通話料	○	・政務調査と兼用の個人所有の携帯電話の通信・通話料は2分の1とする。 ・政務調査専用の場合は電話番号を届け出ること。
			事務用品、消耗品等の購入	○	

			IT 関連機器 の購入	○	
			IT 関連機器 のリース	○	
			インターネ ット、プロバ イダー料金 等	○	
			電報	×	
			名刺印刷	×	